

(2) 図書館の例規の整備について

コミュニティ・コモنزの設置に伴い、以下の内容に基づき図書館条例の一部改正、図書館条例施行規則の一部改正をコミュニティ・コモنز設置条例の制定、コミュニティ・コモنز設置条例施行規則の制定と併せ例規の整備を行う。(施行予定日：令和6年10月から)

【図書館】

- 北杜市すたま森の図書館
- 北杜市ながさか図書館
- 北杜市金田一春彦記念図書館

【コミュニティ・コモنز】

- 北杜市明野コミュニティ・コモنز
- 北杜市高根コミュニティ・コモنز
- 北杜市小淵沢コミュニティ・コモنز
- 北杜市白州コミュニティ・コモنز
- 北杜市武川コミュニティ・コモنز

【図書館条例の一部改正】

- (名称及び位置)第2条・・・5館の記載を削除

【図書館条例施行規則の一部改正】

- (休館日)第4条・・・5館の記載を削除
- (開館時間)第5条・・・5館の記載を削除
- (資料の貸出期間及び点数、督促)第10条・・・「貸出点数は、3館の合計」とする

【コミュニティ・コモنز設置条例の制定】

- 名称及び位置・・・5館についての名称、位置を定める
- 職員、管理、利用の制限、入場料、損害賠償、原状回復の義務、販売行為等の禁止、委任・・・各項目について定める

【コミュニティ・コモنز設置条例施行規則の制定】

- 事業・・・コミュニティ・コモنزで行う事業を定める
 - ・コミュニティ・コモنزに備え付けてある図書、雑誌その他資料(図書等)の整理及び保存
 - ・図書等の閲覧、複写及び情報の提供
 - ・図書館資料の予約並びに予約した資料の貸出及び返却
 - ・レファレンスの受付 ・図書館、公民館その他の公共施設との連絡調整
 - ・文化交流活動等の場の提供 ・ボランティア活動等の場の提供 ・その他
- 休館日、開館時間・・・5館についての休館日、開館時間を定める
- 図書館資料の予約等、ボランティアの活動、図書等の複写の申請、複写する資料の取扱い、その他・・・各項目について定める